

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島  
県  
報

目次

公 告

○第二種大規模小売店舗立地法特例  
区域の案を縦覧に供する件

公 告

公告第六百五十三号

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第四項において準用する同法第三十六条第七項の規定により、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

別冊のとおり

二 縦覧場所

福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市長公室まちづくり推進室

三 縦覧期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月四日まで

四 意見書の提出

この公告に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

1 提出先

福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課

2 提出期限

平成二十二年一月四日

3 意見書に記載する事項

(一) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(二) 意見及びその理由

(商業まちづくり課)